

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

秩父別町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

秩父別町は、概ね平坦な地勢の純農村地帯で、東部の一部丘陵地帯では急傾斜・緩傾斜を含んだ中山間地域があり、稲作を中心とする道内でも有数の穀倉地帯として経営が行われている。平場地域においては、多面的機能支払事業を推進し、農地、農業用施設等の保全・管理・機能の増進を図る取り組みを行っている。一方、中山間地域では平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本町では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下「法」という。）第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第2号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	秩父別町全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要

件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域自立促進特別措置法 秩父別町全域

棚田地域振興法の指定棚田地域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上を対象

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 指定棚田地域における、保全を図る棚田等に位置付けられた農用地のうち、急傾斜農用地及び同農用地と物理的に連担した緩傾斜農用地を対象とする。

(ウ) 町長の判断によるもの

緩傾斜農用地については、現況の田 1/100 以上 1/20 未満の全てを対象とする。

2) その他留意すべき事項

ア 限界的農地については、集落協定にあらかじめ令和6年度までに林地化するための準備を行い、植林すると位置づけられている場合は、令和6年度まで交付金の交付対象とする。

イ 自然災害を受けている農用地については、令和6年度までに復旧し農業生産活動を実施する旨が集落協定に位置づけられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。

また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を町長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付けすることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。

ウ 国、地方公共団体が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ、農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。

エ 集落協定にあらかじめ位置づけられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。

また、土地改良事業等の実施等が集落協定に位置づけられている場合には、当該土地改良事業の実施、地目の変更等により協定認定時の対象農用地の要件に変更があっても、当該農用地を令和6年度まで交付金の交付対象とする。

(2) 集落協定の共通事項

1) 集落協定の範囲及び集落数

本町の集落協定を締結する集落の適正規模は、これまでの集落協定と共同活動の取り組みやすさを勘案し、概ね10戸から40戸程度とする。

(3) 対象者

対象者は集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

1) 耕作、農用地管理等を行う者（農地所有適格法人、生産組織、第3セクター等を含む）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持管理を行っている場合等にあつては、当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要に応じて農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

2) 農業従事者一人当たりの所得が札幌市の勤労者の一人当たりの平均所得（直近3ヵ年平均）を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者が耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、交付金の対象とはしない。）。

ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内の取り決め等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、交付金の対象とする。

3) 認定農業者に準ずる者とは、本町の農業経営基盤強化促進基本構想での効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標に定める水準に概ね達する者で町長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

道営農業農村整備事業

経営体育成基盤整備事業等これら事業に該当する集落は集落協定にあらかじめ事業を位置づけるものとし、本交付金制度と整合性を図る。事業採択により土地改良事業等が実施されて、勾配が変更になつても協定認定年度の傾斜率に応じた単価を令和6年度まで適用する。

また、対象農用地に地目の変更があつた場合には、変更後の地目の単価を適用し、勾配が区分外になつた場合は、変更後の地目の緩傾斜の単価を適用する。